



「世界の記憶」 国際登録 ～国内申請について～

文部科学省国際統括官付

「世界の記憶」事業には、 3つの目的があります。

- 最も適切な技術によって保存を促すこと
- 普遍的なアクセスを支援すること
- 記録遺産の存在と重要性に対する世界的な認識を高めること。

登録は、それ自体が目的ではありません。始まりなのです。

**“Being inscribed on a MoW register is not an end in itself.
It is a beginning.”**（「世界の記憶」登録の手引きより）

「世界の記憶」は、 記録遺産に関する事業です。

- 「世界文化／自然遺産」「無形遺産」とどう違う？
- 「記録物／記録遺産」とはなんですか？

記録物(documents)：

- 意図して残されたものです
- 「情報」と「媒体」で構成されます

ex. テキスト文書、非テキスト文書、視聴覚記録、デジタル記録

記録遺産(documentary heritage)：

かけがえのない記録物（あるいは記録物群）で構成され、コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な貧困を招くものを言います。

「世界の記憶」における 記録物の“グループ”の考え方

■ 記録群

ある個人、家族や組織が、日頃の活動の過程で作成又は收受し、将来参照するため等で保存されたもので、管理上の文脈や、記録同士の関係が保存された状態にある記録物全体を言います。

■ コレクション

記録群とは異なり、多くは（作成者ではなく）第三者によって恣意的に収集された記録物の集合体です。特定の状況、理由、または目的（例えば、主題、歴史的関係など）によって集められた個々の記録物の完結した集合を言います。

■ 作品

オリジナルが現存していない場合、現存する最も初期の版または複製品（写本）を特定することになります。このような場合、例えば、初期の印刷本や、異なるバージョン／言語の長編映画など、同等の正当性を持つ複数の写本や異なるバージョンが存在する場合、特定のひとつの記録物ではなく、いくつかの原本として存在するそれら写本／バージョンを「**作品**」として申請することが望ましい場合があります。

「世界の記憶」の申請対象

- 記録物／記録物の集合であること
- 完結していること
- オリジナルであることが望ましい
- 受領可能性基準及び選考基準を満たしていること

〔選考基準〕

- ① 真正性と完全性があること
- ② 世界的重要性（歴史的／形式やスタイル／社会的・コミュニティ的・精神的重要性のいずれか）があること
- ③ 考慮されるその他の相対的な基準（唯一性／希少性、状態など）

審査に付されない申請 －「受領可能性審査」の基準

- 現代の政治的指導者や政党に関する記録物
- 国の憲法や類似の記録物
- 機関が所蔵する全ての記録の申請
- 激しく損傷した記録
- 国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録、人権の否定やヘイトスピーチ、人種差別、偏見を助長するような記録

選考基準その①

「真正性」と「完全性」

■ 真正性

本物であり、それそのものであり、偽物でないことを言います。記録物またはコレクションが作成された時から、現在の機関に所蔵されるに至るまでの由来、保存状況などにより証明されます。

なお、当該記録物の作成者が、作成当時に意図するところが記載されたものが、作成者の意図に反して改ざん等をされることのない状態で保存されていることを言うため、内容の真実性／事実性を問うものではありません。

■ 完全性

その記録物（a document）が全体として揃っており完全であることを言います。部分的に失われたり、後世の改変や、破損等によって、記録の本質的な性質が変化したかどうかをはかる、相対的な概念です。例えば、記録に記載された印字が薄くなること自体では、その記録物の質の完全性は大きく損なわれないが、特に記録の真正性を示すような署名があるページが失われているものは、記録の完全性に重大な影響を与えます。

選考基準その②

「世界的重要性」 ①

■ 歴史的重要性

記録物が、作成された当時の状況をどのように反映しているかに注目してください。例えば...

- 政治的、文化的、社会的な変化、考え方や信念の進化、革命や回帰、対照的な文化を持つ人々の接触などの変化など、歴史上の特定の時代やその転換点を示すものでしょうか？
- ある歴史的出来事の経緯の中で影響を与えた場所であったり、後世に影響を与えた政治的、社会的、宗教的運動の発祥地でしょうか？
- 大きな影響を与えた人やグループの人生や業績に関わる記録でしょうか？
- 歴史の流れの中における、重要な発明や、重大なテーマあるいは発展を示すものでしょうか？

選考基準その②

「世界的重要性」 ②

■ 形式やスタイルにおける重要性

- ・ 記録物の媒体が、革新的な品質、高度な芸術性、注目すべき美的特性を持っている場合。
- ・ 社会的または産業的な慣習やニーズに関連している場合。
- ・ 歴史上の特定の場所や期間において特徴的なものである場合。
- ・ 特定の産業プロセスの成果である場合。
- ・ 消滅した、あるいは消滅しつつあるスタイルを代表するものである場合。

選考基準その② 「世界的重要性」 ③

■ 社会的、コミュニティ的、精神的な重要性

代表的な例は、聖書やコーラン、仏典などの宗教的な記録物です。

選考基準その③

「その他の相対的な基準」 ①

■ 希少性または独自性

希少性とは：ある種の、またある分類における記録物の残り少ない現存するもの。典型的な例は「希少本」で、発行当時は何千部と印刷されたものの、現存するのはわずか数部となっているようなもの。

独自性とは：他に類を見ないという意味で、希少性とは異なるもの。オリジナルの文書や、類似した他の記録物にはない特徴を持つもの。

選考基準その③

「その他の相対的な基準」 ②

■ 状態

- ・ 記録物の保存状態や、保存環境
- ・ 保存にあたってのリスクの有無
- ・ 保存やアクセスにかかる管理計画の有無

など

※ 「一般指針」第8.8.2項

登録された記録遺産を保管する全ての団体及び個人は、「世界の記憶」事務局の要請に応じて、6年を超えない範囲で「世界の記憶」事務局が管理するスケジュールに従って定期的にその状態について報告書を提出しなければならない。

申請書の書き方について①

1.0 申請する記録物又はコレクションのタイトル

2.0 申請する記録物の概要（400字前後で記載）

3.0 申請者の連絡先

- ・ 申請者と管理者が異なる場合：両者を記載
- ・ 複数の所蔵機関において所蔵される資料を1案件として申請する場合：全ての機関名を記入
- ・ なお、住所は、登録された際にユネスコからの「登録認定書」が送付される宛先となるので、認定書の送付先住所として記入。

申請書の書き方について②

4.0 権限に関する宣言

- ・複数の所蔵機関において所蔵される資料を1案件として申請する場合：全ての機関が署名を行うこと

5.0 法的情報

- ・所有者名、住所などは、複数の所蔵機関において所蔵される資料を1件として申請する場合、全ての機関の情報を記入

5.5 法的状況

所有権や管理状況（寄託等）の状況の記載を想定した項目。その他、関連する状況があれば記入

5.6 著作権の状況

著作権の有無を記載。なお画像等を提出される方は、ユネスコへの提出と共に、ユネスコ側に当該画像の使用権を付与したとみなされるため注意。

申請書の書き方について③

6.0 記録遺産の特定及び説明

- 6.3 目録又は登録の詳細

評価する側が申請されるコレクションや記録群の特性、分量、内容を完全に理解できるように、詳細に記入すること。必要な場合は、目録を作成し、添付すること。

- 6.5 由来／出所

記録物の**真正性**（記録遺産が実際に見ためどおりのものであるか）を、この項目によって判断するので、申請する記録物の**由来**や**出所情報**を明確に記載すること。

- 6.6 文献情報

記録遺産の影響力や、どのような学術的関心が注がれているかを証明する項目。可能な限り多様かつ地理的にも広範囲な学術的引用リストを作成すること（海外の文献があると望ましいとされます）。著書、記事、論文、ウェブサイトなど、長くなれば、リストとして添付して可。

申請書の書き方について④

6.0 記録遺産の特定及び説明（つづき）

- ・ 6.7申請する資料の価値や出所情報について専門的知見を有する最大3名／3機関までの専門家又は専門機関
 - ✓ 本項目に記載する人（「推薦人(Referees)」）は、「世界の記憶」登録小委員会から、申請内容が選考基準に合致しているかどうかについて**コメントを求められる場合がある**。
 - ✓ 推薦人は資料の所蔵機関などから**独立した立場の人**で、申請に対して情報に基づいたコメントができる人とする**こと**。
 - ✓ 推薦人に対して、必ず**事前に記載について同意**を得ておく**こと**。
 - ✓ なお、推薦人は、自由に意見を述べる**ことができる**ように、審査の過程では身元は秘匿される。

申請書の書き方について⑤

7.0 選考基準に対する評価

・ 7.1.一義的基準 – 世界的重要性

7.1.1～7.1.3までは、全ての項目に記載する必要はない。該当する項目のみ、1つ以上を選び、記載すること。

・ 7.3 重要性の説明

- ✓ 「登録の手引き」には、この部分は**慎重に、徹底的に考えて書くよう**、指示されている。
- ✓ 7.1と7.2で述べたことを要約し、記録遺産の出所情報に基づいて、まず**真正性**を主張すること。
- ✓ 次いで、この記録物が世界の記憶にとって重要である理由を説明すること。**国や地域の境界を越えて**、正の影響であれ負の影響であれ、生活や文化に与えた影響や効果、またその記録物が失われると、なぜ人類の遺産の貧困を招くのかについて記載すること。

申請書の書き方について⑥

8.0 関係者との協議

- 本申請について関連する関係者との**協議にかかる詳細**を記載すること。
- **申請者が所有者／管理者と異なる場合**は特に、記録遺産を管理し、その保管に責任を負うのは管理者であるため、所有者や管理者と協議を行い、**必ず合意を得たうえで申請**すること。
- 記録遺産の登録によって、いずれかの当事者が気分を害することや不愉快な思いをする可能性があるか、例えば存命の方や故人のプライバシーを侵害し、また特定のコミュニティや社会の一部を否定的に描くことにつながる可能性がないかを考慮すること。
- なお、本登録サイクルから、申請する案件に、**他国が作成したもの**や**他国に関連するもの**が含まれている場合で、当該当時国がその内容を不服とした場合には、申請に対する「**異議申し立て**」が行われる可能性があるため、留意すること。

申請書の書き方について⑦

9.0 リスク評価

- ・記録物の保存状態、保存環境、利用にあたっての取り扱い、経済的状況、施設、技術、セキュリティ上の状況など、申請する記録物に保存上のリスクがあるかどうか、なければない状態をどのように確保しているかを記載すること。

10.1 管理計画

- ・管理計画があることは大変望ましいとされている。文書化された保存・アクセスにかかる計画があれば、記載するか、添付すること。
- ・理想的な管理計画とは、記録遺産の意義の記述、アクセスと保存に関する方針と手順、保存予算の設定、協力可能な保存の専門家と利用可能な施設の説明、記録遺産が保管されている物理的環境（例えば、空気の質、温度と湿度、棚、セキュリティ）、災害防備戦略、の記述があるものとされるが、すべて揃っている必要はない。

申請書の書き方について⑧

その他の留意事項

- ・ **簡潔さ**を心がけること。「一般指針」では、分量に制限はないとしつつも、長くてもA4サイズで15ページ程度で十分、とある。
- ・ **客観的な記載**を心がけること。事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的、とされている。
- ・ 必要な場合は、**写真、リスト、画像若しくは電子ファイル**などを添付すること。但し、申請された記録物が日本からの推薦案件に決定し、ユネスコ「世界の記憶」事務局に提出すると、ユネスコに対して、それら画像はユネスコの「世界の記憶」ウェブサイト
で公開する許可を与えたものと見なされるため、注意すること。

ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点は、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。

[email: jpnatcom@mext.go.jp](mailto:jpnatcom@mext.go.jp)